

議案第 1 3 号

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員
の議員報酬を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「390,000円」を「440,000円」に、「320,000円」を「370,000円」に、「310,000円」を「360,000円」に、「300,000円」を「350,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月30日から施行する。

議案第13号

○白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第4号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(議員報酬)	(議員報酬)
第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。	第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。
議長 月額 <u>440,000円</u>	議長 月額 <u>390,000円</u>
副議長 月額 <u>370,000円</u>	副議長 月額 <u>320,000円</u>
常任委員長 月額 <u>360,000円</u>	常任委員長 月額 <u>310,000円</u>
議会運営委員長 月額 <u>360,000円</u>	議会運営委員長 月額 <u>310,000円</u>
議員 月額 <u>350,000円</u>	議員 月額 <u>300,000円</u>
(略)	(略)